

請願・陳情参考資料

令和2年9月14日

教育委員会

陳情（新規）

教育人材開発課

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-24 (2.9.1)	教育	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める意見書の提出について 新日本婦人の会鳥取県本部	本県においては市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施しているところである。 少人数学級の効果としては、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を充実させることにより、学校生活や人間関係への円滑な適応、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着が図られることや、この度の新型コロナウイルスの感染症における対応面でも効果があることから、国の学級編制基準についても、小学校1年生の35人学級のみならず、さらなる少人数学級の拡充のための教職員定数の改善を行うよう、令和2年7月に国に対して要望したところである。 一方で学級の適正規模については、児童生徒同士や教員との一体感ある信頼関係を構築しながら、学習指導や生徒指導両面にわたる全人的な教育を行っていくという観点から一定の規模が必要とも言われており、また、現在国の教育再生実行会議の初等中等教育ワーキンググループにおいて検討されていることから、その検討状況を踏まえた上で、引き続き国に対する定数改善の要望を行うとともに、現行の少人数学級制度についてより一層の成果が上がるよう取り組んでいきたい。